

2010年11月26日

関係各位

関西学生サッカー連盟  
理事長 西田 裕之

当連盟加盟チームサッカー部員の不祥事について

11月12日、大阪体育大学サッカー部員が大麻取締法違反容疑で逮捕され、家裁送致の処分を受けた旨を一部報道機関が報じました。

当連盟では本件について同大学サッカー部からの報告を受け、緊急の懲罰委員会を開いて対応を協議した結果、大学当局の処置を鑑み、チームについては厳重注意処分とすることを決定いたしました。

また、当連盟加盟チームにはコンプライアンス（法令遵守）の重要性について注意喚起を徹底するよう指導して参ります。

今回の問題で、関係各方面や多くのサッカーファンの方々に多大のご心配とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

以上